

令和4年度 初任者研修資料

初任者用

教育実践の手引

— 特別支援学校用 —



岐阜県教育委員会 教育研修課

初任者研修を始める皆さんへ

教職の道を志し、その夢を叶えた皆さんの教師人生が、いよいよ始まります。今、皆さんは、子供たちから「先生」と呼ばれることに戸惑いながらも、新しい環境と出会いの中で期待と不安を抱き、新学期に向けて様々な準備を進めていることと思います。今年一年をとおして行う初任者研修についても、まずは、「どのような心構えて」、「何を行うのか」について、見通しをもってもらえたらと思います。

この初任者研修は、教育公務員特例法に位置付けられた法定研修です。実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的として実施される大変重要な研修です。研修は、総合教育センター等で行う校外研修と校内で行う研修に大きく分けられ、それぞれ日数や時間数が定められています。校外研修の形態には、集合型とWEB型があり、研修内容や資料等は、総合教育センターのHPからダウンロードすることができます。研修を進めるにあたっては、管理職の先生方や指導教員、指導主事等がサポートし、指導・助言を行っていきますが、決して受け身の姿勢ではなく、子供たちにも求めている「主体的な学び」を実践してください。また、研修ごとに設定する「振り返り」は、自己の成長に不可欠な「メタ認知能力」を高める機会となるので、特に大切にしてください。

一方、学校現場では、一昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響から、課題を抱える児童生徒が増加し、教育相談を含む様々な対応においても困難さが増しています。さらに県の独自施策によって一人一台端末の整備が一気に進み、教育環境は劇的に変化しました。今後は、デジタル教科書や教育データ等、ICTの利活用を推進する中で、従来型の学習を「個別最適な学び」と「協働的な学び」が充実した学習に変容させ、予測困難な時代を自立して生き抜く力を育成していく必要があります。特に本県では、「誰一人悲しい思いをさせない教育」を最も大切にしており、その実現のために身に付けるべき教師の資質・能力は、多岐にわたります。

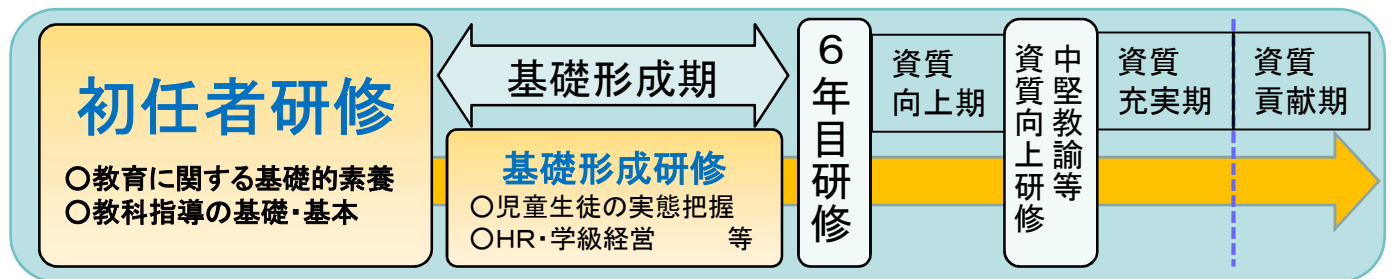
教育の質は、教師の力量に比例すると言われます。子供たちと過ごす時間を日々大切にして、深い愛情と情熱を注ぎ続ける教師になってください。マスクを付けた日常で、表情から感情も掴みにくい現状ですが、目を見て声を掛け、心の声に耳を澄ましてください。地道に積み重ねた取組から教育の本質が見え、実感できるようになるはずです。チャレンジと失敗が肥やしになります。同期の仲間と共に切磋琢磨すること、先輩との会話、教養を培う読書、視点を広げる趣味等の時間も大切にしてください。それらは、皆さんにとって生涯の宝となります。教師の専門性は、学び続ける向上心によって支えられます。どうか、矜持をもって教師人生を歩んでいってください。期待しています。

令和4年4月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

自ら学び続ける教職員へ

経験年数に応じた研修



校内研修【年間150時間】週5時間

週5時間をバランスよく研修

校内における具体的実践に基づいて、教科指導や生徒指導、進路指導等の研修をします。

*教職大学院卒業者は、90時間以上。

*特別支援学校新規常勤講師研修受講済の者（受講完了後5年以下の者のみ）は、授業研究（30時間程度）と研究授業（30時間）の計60時間を実施。

【年間100時間程度】

授業研修

週3～4時間

授業参観 【年間40時間程度】

教科指導員や他の先生方の授業を参観しながら学びます。

指導教員と他校や他校種に訪問する研修を計画することもできます。

授業研究 【年間30時間程度】

参観授業や研究授業を基に、授業について指導を受けます。

研究授業 【年間30時間】

初任者による授業を指導教員等の先生方に見ていただきます。

〔※略案による実践が基本〕

一般研修

【年間50時間程度】
週1～2時間

生徒指導、HR・学級経営、特別活動等、学校教育に関する基礎的素養について指導を受けます。

校外研修【年間15日】

○一般研修（総合教育センター又は各勤務校〔オンライン研修〕）

教職員の服務、人権教育と主権者教育、文書・会計管理、社会人マナー、保護者・諸機関連携、生徒指導・いじめ対応・命、教育相談、キャリアデザインとタイムマネジメント、健康管理、メンタルヘルス、特別支援教育（国・県の施策、実態把握、学習指導要領、発達障がい）等

○コア・スクール研修（特別支援学校コア・スクール5校）

障がい種に応じた実践的指導力を高める研修を行います。各障がい種への専門性が高い教員の実践に基づいて、授業研究等を通して学びます。

○情報研修（総合教育センター）

情報モラル、著作権、情報管理、ICT機器を活用した授業実践の基礎・基本等についての研修。

○ふるさと教育に関する研修（実地研修2回）

県有施設等を利用し、ふるさと教育、授業づくりについて実地で学びます。

さらに、得た情報を素材に、ふるさとの魅力を伝える授業案を作成します。

○校種間交流（総合化された特別支援学校〔高特〕）

高等学校・養護教諭とともに、総合化された特別支援学校にて特別支援教育の実践を学びます。

目 次

1	岐阜県が目指す教育	1
2	特別支援教育	2
3	初任者研修	3
4	教員の職責及び 教育の目的と目標	4
5	社会人としての心構え	5
6	特別支援学校 学習指導要領等	8
7	授業実践に当たって	9
8	総合的な学習の時間	14
9	総合的な探究の時間	15
10	特別活動	17
11	生徒指導・学校安全	19
12	進路指導 (キャリア教育)	22
13	人権教育	24
14	主権者教育	27
資料1	初任者研修制度の法的根拠	28
資料2	教員の身分と服務	29

1 岐阜県が目指す教育

岐阜県では、平成31年3月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「岐阜県教育振興計画（第3次 岐阜県教育ビジョン）」を策定しました。この教育ビジョンは、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、岐阜県の教育を推進していくための新たな指針であり、令和元年度から令和5年度にかけての5年間の計画が示されたものです。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められています。

岐阜県教育振興計画（第3次 岐阜県教育ビジョン）

基本的な考え方

〔岐阜県教育大綱の基本理念「『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」の具体化〕
ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成

本県では、予測困難な問題に対応するため、主体的に学び、自分で将来を切り拓く「自立」の力、および多様性を認め、自らの役割と責任を果たしていく「共生」の力をはぐくみ、子どもたちが可能性に挑戦し、地域や社会に貢献できる「自己実現」の力、の3つの力（自立力・共生力・自己実現力）をバランスよく身に付けさせていきます。

【3つの力】

自立力……自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯にわたって自ら学び、自ら考え行動し、主体的に社会に関わりながら、自分で将来を切り拓いていく力
共生力……多様な人々の互いの人格を尊重し、支え合いながら豊かな人間関係を広げるとともに、人や社会とのつながりを大切にし、自らの役割と責任を果たしていく力
自己実現力…人間ならではの感性や創造性を発揮しながら、夢や志をもって可能性に挑戦し続けるとともに、グローバルな視点から問題の核心を把握し、その解決を目指し地域や社会に貢献できる力

目指す「地域社会人」の姿

本県で生まれ育った子どもたちが、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする（清流スピリット）」をもち続け、将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍し、「清流の国ぎふ」を担うことができるよう、岐阜県ならではの自然・歴史・伝統・文化・産業・人材などの多様な地域力「オール岐阜」により、「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を目指すことを基本的な考え方とします。

地域の活性化……社会経済の基礎を担い、地域の活性化に貢献できる人材
共生社会の実現……共生社会の実現に向け、コミュニケーション能力や確かな人権感覚を身に付けた人材
グローバル化への対応…世界や日本、地域社会でリーダー性やグローバルな能力を発揮できる人材

オール岐阜による「地域社会人」の育成

- 【1】 ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成
- 【2】 多様な学びを支援する教育体制の充実
- 【3】 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進
- 【4】 勤務環境の改革と教職員の資質向上
- 【5】 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

2 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

県では、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを提供する「インクルーシブ教育システム」の構築を目指し、様々な取組を行っている。

◆ 岐阜県が進める「インクルーシブ教育システム」

- ① 願いに寄り添う 専門性の高い学びの提供
- ② 学びを広げる 校種の枠を超えた学びの提供
- ③ 社会につなぐ 地域資源を活用した学びの提供

(2) 岐阜県の特別支援教育施策「新 子どもかがやきプラン（平成29年3月策定）」

・平成29年度から令和5年度までの7年間の施策 ※下記掲載アドレス参照

https://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/shin_kodomokagayakiplan.data/np.pdf

(3) 特別支援学校における教育

特別支援学校では、可能な限り自立し、社会参加ができるよう障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、きめ細やかな教育を行っている。また、小学校及び中学校の義務教育に対応して、それぞれ小学部と中学部があり、幼稚部と高等部、訪問教育を置くことができるようになっている。さらに幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校に対し、特別支援教育についての様々な相談にも応じている。

(4) 特別支援学級における教育

特別支援学級は、障がいの比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の障がいの種類や特性に配慮しながら、小学校や中学校の教育課程に準じた教育を行っている。きめ細やかな対応ができるように、少人数の編成がなされており、一人一人に応じた効果的な指導が行われている。なお岐阜県では、障がいの種類に合わせて、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、自閉症・情緒障がいの特別支援学級が設置されている。

(5) 通級による指導

通級による指導では、言語や聴覚、情緒などに軽度の障がいのある児童生徒や、発達障がい〔LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）〕などの児童生徒が、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級で学びながら、概ね週1～3時間程度の専門的な個別指導を受けることができる。対象の通級指導教室が設置されている学校に通う形になる。（自校に設置されている場合は自校。）

高等学校では、「少人数コミュニケーション講座」の名称で、学習指導要領にある「自立活動」の内容を行っている。令和3年度は、自校の生徒を対象とした自校型の5校、地域内の他校の生徒を対象とした他校型の2校にて実施した。

(6) 小・中・義務教育学校・高等学校等の通常の学級における特別な教育支援

保育所・幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校の通常の学級などには、発達障がい〔自閉症スペクトラム、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい〕など、特別な教育的支援が必要な子どもたちが在籍している。

現在、これらの子どもたちに対する指導の充実を図り、指導方法を確立することを目指して、特別支援教育の体制整備を進めている。

3 初任者研修

(1)研修の意義

「研修」は、「研究」と「修養」を内容とする。

教育公務員特例法

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

教育は、未来に生きる人間を対象として営まれるものであり、その成果は教育に携わる指導者によって大きく左右されるものである。したがって、教員は常に公教育の推進者としての使命を自覚し、自らの識見を高め、指導力の向上を目指して努力しなければならない。

「研究」は専門教科・科目の学問的な研究のほか、教材研究、学習指導法の研究、生徒指導上の諸研究（幼児児童生徒理解、カウンセリング等の研究）、校務分掌上の諸研究、特別活動に関する研究、その他の研究（部活動、学校図書館活動等）等多岐にわたる。

教員の場合、新任当初から経験豊富な教員と同様に授業を担当することになる。その新任教員にとって、第一に必要なことは、教材の研究・学習指導法の研究によって、授業を適切に実施する力を身に付けることである。

「修養」は、学問を修めると同時に、人間として、教員としての人格向上や成長に努める努力を、生涯にわたって続けることである。

(2)初任者研修のねらい

教職の基礎形成を図るため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

(3)校外研修

初任者は、校外において年間15日間の研修を受ける。詳細は教員研修申込システム内の初任者研修（特）開催要項を参照すること。

(4)校内研修

初任者は、校内における具体的実践に基づいて、教科指導や特別活動等の研修を受ける。

校長は、指導教員や教科指導員の参画を得て、週5時間程度、年間150時間以上の年間指導計画を作成する。このうち、100時間程度を「授業参観」「授業研究」「研究授業」の授業研修に充てる。また、50時間程度を一般研修に充てる。詳細は『初任者研修の手引・特別支援学校用・』を参照すること。

4 教員の職責及び教育の目的と目標

(1)教員の職責

公立学校の教員は、公務員として全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に務めなければなりません（憲法第15条、教育基本法第9条、地方公務員法第30条）。

服務に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同34条）等を遵守して、服務の厳正を期することが大切です。

(2)教育の目的と目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期することを目的として行われます（教育基本法第1条）。

また、その目的を実現するため、「1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（同2条）。

さらに、高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としています（学校教育法第50条）。

そのために、「1 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（同51条）。

特別支援学校は、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」を目的としています（学校教育法第72条）。

(3)コンプライアンスの順守

『岐阜県教職員コンプライアンス・ハンドブック』を常に手元に置き、順守しましょう。

※平成30年6月改訂版 参考掲載先

<https://www.gifu-net.ed.jp/tmd/kensyu/kenshu/2019youkou/10020001.pdf>

5 社会人としての心構え

組織は「人」と「仕事」と「階層」で成り立っています。しかも成員は共通の組織目標に向かって、それぞれの役割に従い、個人の能力を最大に発揮できるものでなければなりません。

(1)大切な協調性

- ア 組織の一員としての自覚をもち、組織全体における自分の役割を考えて行動することが大切です。
- イ 組織では職務や年齢を異にした人々が、いろいろな役割をもって働いているので、それぞれの立場の人々の役割を理解することが大切です。
- ウ 職場の和を乱すような勝手な言動や態度を慎まなければなりません。
- エ 公私混同をしないように心がけることが大切です。
- オ 職場の雰囲気慣れ、職場の話題にとけ込むよう心がけることが大切です。

(2)積極的な姿勢

- ア 初めは分からないのが当たり前です。何でも上司や先輩に積極的に聞くことが大切です。
- イ 積極的に人間関係をよくするように努め、先輩からの指導や意見に耳を傾け、自分の非は素直に認めるようにしましょう。
- ウ 批判するより、まずは自ら行動することを心がけましょう。
- エ 仕事は、全て自分を成長させる生きた教材であると考え、率先して遂行しましょう。
- オ 何でも話せる、聞いてもらえる友人や先輩をつくることは、大切なことです。

(3)職場での態度

職場は「勤務」だけをやる場所ではありません。「教養」や「品格」を磨く人格形成の場でもあります。自分本位の振る舞いは避け、他人に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしないことが大切です。「親しき仲にも礼儀あり」、上司や先輩には節度を、同僚には誠意をもって接するように心がけましょう。態度や服装、言葉遣い等は人に与える印象を大きく左右するので、常に注意することが必要です。

- ア 明るく朗らかな態度を心がけましょう。お互いに相手を信頼し合い、よい人間関係をつくるように努力しましょう。
- イ 相手の立場や気持ちを考えて人に接しましょう。
- ウ 服装・頭髪・身だしなみは、いつも清潔にするように心がけましょう。
- エ 身のまわりの整理整頓に気を配りましょう。常に健康ではつらつと、身の周りを明るく清潔に、働きやすく整理整頓していると、周囲や来客から好感をもたれ、仕事が円滑に進められます。

(4)話し方（誰に対しても気持ちのよい挨拶ができる人間に）

言葉は、自分の考えを他人に伝えるコミュニケーションの手段です。こちらの考えていることを、正確に相手に分かってもらわなければなりません。「ものも言いようで角が立つ」と言いますが、ちょっとした言い方で随分感じが違ってきます。したがって、話し方の基本を十分に身に付けておくことは、社会人としての大切な要素です。

ア まず挨拶から

- ①誰に対しても、どこでも、積極的に自分から挨拶をしましょう。
- ②朝、出勤したら、相手より先に「おはようございます」、帰りには「お先に失礼します」の挨拶を心がけましょう。
- ③呼ばれたら、「はい」と気持ちのいい返事を心がけましょう。
- ④依頼する際は「お願いします」とはっきりと、そして、事後に「ありがとうございました」と感謝の言葉を大切にしましょう。
- ⑤出張から帰ったときは、職場の方にお礼の言葉を伝え、復命を行いましょう。

イ 相手に分かるように話す（相手の立場になって）

- ①俗語や方言をできるだけ避けて、時と場に応じた適切な言葉遣いに心がけましょう。
- ②大切な要点は、あらかじめメモで整理しておいてから話すようにしましょう。
- ②相手の話の腰を折らないようにしましょう。
- ③仕事中、会話中の方には、仕事、話の区切りを待ってから、話しかけるようにしましょう。
- ④座って仕事をしているときには、立っている方に話しかけられたら、立ち上がって対応するようにしましょう。
- ⑥明るい声で、はっきりとした語調で話しましょう。

ウ 敬語を正しく使う（間違いやすい敬語に注意）

- ①それで結構ですか。（×） → それでよろしいでしょうか。
- ②今何と申しましたか。（×） → 今何とおっしゃいましたか。
- ③先生は、いつ参られますか。（×） → 先生は、いついらっしゃいますか。
- ④校長先生はいらっしゃいません。（×） → 校長は不在です。

(5)来客の応対

誰に対しても分け隔てなく親切に、丁寧に、誠実に対応することが大切です。

(6)電話の応対

電話の応対では、相手の姿が見えないだけに、一層礼儀正しさがが必要です。
明るく感じのよい電話のかけ方、受け方を身に付けることが大切です。

ア 一般的な心構え

- ①電話を受ける際は、必ずメモをとる用意をしましょう。
- ②適切な音量を心がけましょう。大声はまわりに迷惑をかけ、相手にも聞きづらいものです。
- ③相手によって態度を変えないようにしましょう。また、相手を待たせないようにしましょう。待たせたときには、誠実にお詫びをしましょう。
- ④私用で電話を使うことは慎みましょう。

イ 電話をかけるとき

- ①何を話すか決め、要点をメモしておき要領よく簡潔に話しましょう。
- ②相手が出たらすぐに名乗り、相手を確認しましょう。
- ③感じのよい挨拶をしてから用件を告げましょう。
- ④長電話にならないよう的確に用件を話し、終わりには忘れずに挨拶をしましょう。

- ⑤電話を切るときには、受話器を静かに置くなど、相手が不快な思いをしないように気を付けましょう。

ウ 電話を受けるとき

- ①ベルが鳴ったら、できるだけ早く出て、こちらの学校名や氏名を名乗るとともに、相手を確認しましょう。
- ②3回以上ベルが鳴ってから受けたときは、「お待たせしました」と、必ず言いましょう。
- ③用件を聞いてメモを取り、大切なことは復唱するようにしましょう。伝言を受けた時には、なるべく早く伝言先に伝えましょう。
- ④問い合わせに対して、調べてから回答するときは、長く待たせないようにしましょう。回答までの時間が長くかかるようなら、いったん切ってからかけ直しましょう。
- ⑤個人情報に関する問い合わせ等については、安易に返答せず、相手の連絡先を記録し、いったん電話を切って、校長・教頭に相談しましょう。

エ 電話を取り次ぐとき

- ①誰に用件があるかを確認、迅速にその人に取り次ぎましょう。
- ②指名の人が不在のときは、こちらからかけ直すか、もしくはいつなら連絡が取れるかを知らせましょう。その際、相手の電話番号を聞いておくとよいです。
- ③自分で判断しかねるときは、必ず上司又は担当者に取り次ぎましょう。

6 特別支援学校学習指導要領等

(1)学習指導要領とは

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育が受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めている。これを「学習指導要領」という。

「学習指導要領」は、戦後すぐに試案として作られ、現在のような形で定められたのは、昭和33年のことである。それ以来ほぼ10年ごとに改訂している。

(2)学習指導要領の構成

学習指導要領においては、教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱い等を「総則」で定めるとともに、各教科等のそれぞれについて、目標、内容、内容の取扱いを大まかに規定している。

(3)学習指導要領の改訂

学校は、社会と切り離された存在ではなく、社会の中にある。グローバル化や急速な情報化、技術革新等、社会の変化を見据えて、子どもたちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しを行っている。

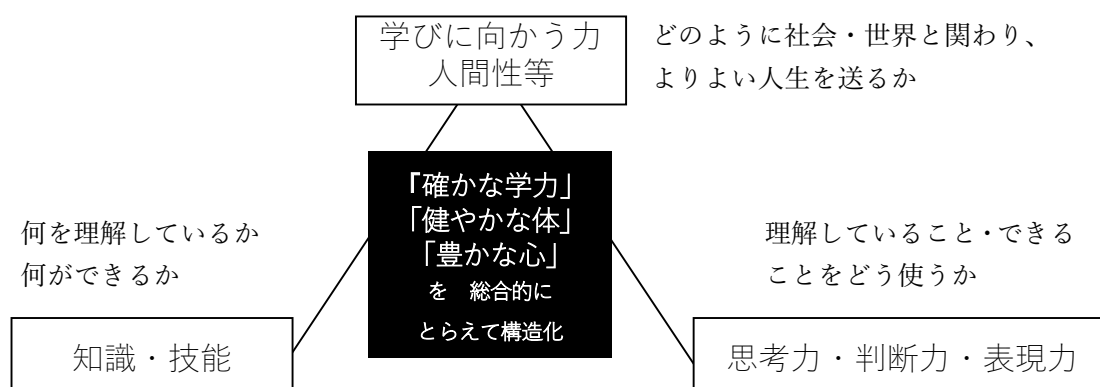
「学習指導要領」が、現在のような告示の形で定められたのは昭和33年のことであり、それ以来、ほぼ10年ごとに改訂されてきた。

現在、特別支援学校は各校種の改訂に合わせ、新学習指導要領が始まった。小学部については令和2年度から、中学部については令和3年度から全面実施されている。また、高等部については、平成25年度入学生から学年進行で実施された現行の学習指導要領が、令和元年度より移行および先行実施期間に入るとともに、令和4年度より、学年進行で全面実施される。

(4)新学習指導要領（幼稚園教育要領含む）の基本的な考え方

- ・社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善（※高等部；主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善）、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立等、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- ・障がいのある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- ・障がいの重度・重複化、多様性への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

(5) 新学習指導要領において、育成すべき資質・能力の三つの柱



7 授業実践に当たって

幼児児童生徒はそれぞれ障がいの状態及び発達の段階、能力・適正、興味・関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっている。幼児児童生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには、教師はこのような個々の幼児児童生徒の障がいの状態及び発達の段階や特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要である。それにより、幼児児童生徒一人一人が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、その後の学習や生活に生かすことができるようにするとともに、自分自身のものの見方や考え方をもてるようにすることが大切である。

(1)基本的な流れ

- ア 的確な実態把握を行う。
- イ 個々の幼児児童生徒に応じた適切な指導目標を設定する。
- ウ 個別の指導計画を作成する。
- エ 個別の指導計画に基づいた指導を実施する。
- オ 指導の評価を行う。
- カ 指導の改善に努める。

(2)個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

個別の指導計画は、幼児児童生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、幼児児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。

したがって、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。

(3)学習指導案の作成

- ア 幼児児童生徒の実態を的確に把握する。
- イ 付けたい力を明らかにする。
 - 本時の指導を通して幼児児童生徒にどのような力をつけたいのかを明確にする。
- ウ 単元（題材）及び本時で扱う内容を明らかにする。
 - 学習指導要領や年間指導計画、個別の指導計画を土台にして、扱う内容を明らかにする。
- エ 指導の重点化を図る。
 - 内容のどこに重点を置くか、あらかじめ十分に検討しておく。幼児児童生徒の実態を踏まえ、重点化を図ることが大切である。
- オ 評価の場面や方法等を明らかにする。
 - 授業の評価規準に基づき、授業の中でどのような評価を行うかを明確にする。

(4)個別の教育支援計画について

- ※『障がいのある児童生徒（発達障がいを含む）に対する一貫した支援のための「個別の教育支援計画」の作成と活用、確実な引継の徹底について（通知）』
教特第495号 平成27年11月30日 参照

ア 個別の教育支援計画とは

○文部科学省定義

〔障がいのある幼児児童生徒のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。〕

○特別支援教育の推進について（通知） 平成19年4月1日文部科学省

〔特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。〕

〔小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定する等関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。〕

イ 個別の教育支援計画の作成にあたって

○特別な支援を要する幼児児童生徒のニーズを早期に把握し、支援の必要性について本人・保護者と共通認識を醸成すること。

○「個別の教育支援計画」に記載された支援内容等について同意する旨の本人・保護者の署名（捺印）欄を設け、関係機関との連携の下、学校・本人・保護者との合意形成に基づいて作成すること。

○学校と関係機関等とが連携して、個別の教育支援計画に記述された目標や内容、支援状況やその成果等について、適宜、評価し改善を行うことにより、より適切な指導や必要な支援に生かすことが大切である。

○個々の教育的にニーズに応じて連携協力する相手や内容・方法等を工夫することが大切である。

○個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、個人情報等の保護に十分留意することが必要である。

○個別の教育支援計画と関連するものに、個別の指導計画があるが、それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して、相互の関連性を図ることに配慮する必要がある。

(5)各教科等

ア 各教科等を合わせた指導

各教科、道徳科、特別活動、自立活動等の一部又は全部を合わせて指導を行うこと。
→知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校での生活を基盤として学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である。

①「日常生活の指導」

日常生活の指導は、生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕等広範囲に、各教科等の内容が扱われる。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔等基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ること等の日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容である。

②「遊びの指導」

遊びの指導は、主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科等各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されことなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成等に一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。

③「生活単元学習」

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織・体系的に経験することによって、自立的や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切である。

また、小学部において、児童の知的障がいの状態等に応じ、遊びを取り入れたり、作業的な指導内容を取り入れたりして、生活単元学習を展開している学校もある。

④「作業学習」

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。とりわけ、作業学習の成果を直接、児童生徒の進路等に直結させることよりも、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要である。

作業学習の指導は、中学部では職業・家庭科の目標及び内容が中心となるほか、高等部では職業科、家庭科及び情報科の目標及び内容や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習につながるものである。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング等のほか、事務、販売、清掃、接客等も含み多種多様である。

イ 自立活動

①自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等に即して指導を行うことが基本である。そのため、自立活動の指導にあたっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成されている。

②自立活動の内容【今回の改訂により6区分26項目→6区分27項目】

- | | | |
|---------|----------|-------------|
| 1 健康の保持 | 2 心理的な安定 | 3 人間関係の形成 |
| 4 環境の把握 | 5 身体の動き | 6 コミュニケーション |

(6) ICT機器の活用

ア ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）活用指導力

情報通信技術（以下 ICT）が急速に発展する現代において、教育における ICT 活用指導力は全ての教員に求められる基本的な資質能力である。教員が授業等において適切に ICT を活用することで、児童・生徒の興味や関心を高めたり、基礎的・基本的な内容の定着を図ったり、課題を明確に把握させたり、他者とつないで学びを広げ深め

たりすることができる。また、児童生徒自身が課題解決のために必要な情報を適切に収集・選択したり、わかりやすく表現・伝達したりできるよう、児童生徒の「情報活用能力」を育成する指導力も求められている。

新学習指導要領において、「情報活用能力」は、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられており、育成を図るために必要な ICT 環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮するよう示されている。

教員の ICT 活用指導力

- ・教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力
- ・授業に ICT を活用して指導する能力
- ・生徒の ICT 活用を指導する能力
- ・情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

イ 学校間総合ネット

岐阜県教育委員会では、授業や校務等の学校教育活動における ICT 活用がすすめられるよう、県内の学校及び教育機関等をネットワークで接続した「岐阜県学校間総合ネット」<<https://www.gifu-net.ed.jp/>>を整備し、様々なサービスを提供している。

学校間総合ネットの主なサービス

- ・インターネットによる教育用コンテンツの提供
- ・遠隔共同学習を可能とする Web 会議システム及びテレビ会議システム
- ・教職員による情報交換や情報共有を可能とする教職員メールシステム
- ・スケジュールや施設・設備及び文書等の共有を可能とするグループウェア
- ・各学校の情報発信を可能とする Web ページ

ウ 情報モラル指導

情報化社会の進展に伴い、ネットワークや ICT 機器を安全かつ有効に活用できるよう、全ての生徒に「情報モラル」を身に付けさせる指導が必要である。

情報モラルの指導は、あらゆる教科、総合的な学習の時間、特別活動など、全教育活動を通して、機会を捉えて行わなければならない。指導にあたっては、日常のモラルを育成することに加えて、ICT の仕組みを適切に理解させることが必要である。

情報モラル指導を行うには、まず教員自身が情報モラルについて学び、生徒の実態と情報社会の進展とともに変化する特性を理解する必要がある。以下の資料等を参考に研修をすすめてもらいたい。

【参考資料】

- 情報モラル教育の充実（文部科学
https://www.mext.go.jp/a_mer



- 情報モラル関係資料（岐阜県教育委員会）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/16612.html>

エ 情報セキュリティ

学校における教育活動において多くの個人情報を取り扱う。取扱いに当たっては、特に配慮を要する個人情報も含まれ、個人情報の漏えい、紛失等の防止に努め、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。日頃から、危機意識とリスク回避のための対策について理解するとともに、情報管理の高い意識をもって情報を取扱う必要がある。

オ 学校における著作権

学校の教育活動における著作物の利用については、「著作権法上の例外措置として教育活動であるから、どんな場合でも他人の著作物を許諾なく利用できる」と誤解をしてはならない。教員は、学校現場に係る主な権利制限規定を理解し、著作権者の利益を不当に害することのないようにしなければならない。そして、他人の権利を尊重できる生徒を育成するために、授業等において機会を捉えながら指導を行う必要がある。

【参考資料】

○著作権に関する教材、資料等

- ・文化庁ホームページ

学校における教育活動と著作権→

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf



○音楽を利用する場合

- ・JASRAC（日本音楽著作権協会）ホームページ

学校など教育機関での音楽利用→

<https://www.jasrac.or.jp/info/school/index.html>

○教科書を利用する場合

- ・JACTEX（教科書著作権協会）ホームページ

教科書利用のためのQ&A→

<https://www.jactex.jp/faq01.html>



8 総合的な学習の時間

(1)教育課程上の扱い

- ・視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
→ 小学部第3学年以上、中学部で実施する。
- ・知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
→ 中学部で実施する。

(2)目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ア 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- イ 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- ウ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

(3)配慮事項

- ア 児童又は生徒の障がいの状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
→ 特別支援学校に在籍する児童生徒の障がいの種類や程度、発達の段階や特性等は多様であることから、個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用する等、学習活動が効果的に行われるよう配慮することが大切である。
- イ 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒等と交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
→ 体験活動としては、例えば、自然に関わる体験活動、職場体験活動やボランティア活動等社会と関わる体験活動、ものづくりや生産、文化や芸術に関わる体験活動、交流及び共同学習等が考えられるが、これらの体験活動を展開するに当たっては、児童生徒をはじめ教職員や外部の協力者等の安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮することが求められる。
- ウ 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、知的障がいのある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識・技能が断片的になりやすいこと等を踏まえ、各教科等で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。
→ 各教科等の学習で培われた資質・能力を明確にし、それらを総合的に関連付けながら、個別の指導計画に基づき、生徒一人一人の具体的な指導内容を設定していくことが大切となる。また、主体的・協働的に取り組めるようにするために、個々の生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮しながら、単元等を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮することが大切である。

9 総合的な探究の時間

(1)総合的な探究の時間とは

学習指導要領改訂に伴い、従来の「総合的な学習の時間」は「総合的な探究の時間」に改められ、令和元年度以降に高等学校に入学した生徒に適用されている。

総合的な探究の時間は、各学校の教育課程上必置とされており、その単位数は、必修教科・科目の単位数と同様、卒業までに履修させる単位数の中に含んでいなければならない。総合的な探究の時間の単位数については、卒業までに3～6単位を標準としている。

(2)総合的な探究の時間の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

ア 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。

イ 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分類して、まとめ・表現することができるようにする。

ウ 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

(3)指導計画の作成に当たっての配慮事項

ア 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなどの創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

イ 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価などを示すこと。

ウ 目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するに当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生かすことができるように配慮すること。

エ 他教科等及び総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。

オ 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

カ 各学校における総合的な探究の時間の名称については、各学校において適切に定めること。

キ 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法に工夫を計画的、組織的に行うこと。

ク 総合学科においては、総合的な探究の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。

(4)内容の取扱いについての配慮

ア 各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。

イ 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。

ウ 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。

エ 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果

的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。

オ 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

カ 体験活動については、目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究の過程に適切に位置付けること。

キ グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。

ク 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

ケ 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

10 特別活動

(1)特別活動とは

学校教育における固有の教育活動であり、児童生徒の学校生活を支える基盤をなすとともに、社会の構成員として自己表現を図る資質や能力の育成を目指す教育活動である。

(2)目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- ア 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- イ 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ウ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(3)配慮事項

- ア 少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
 - 特別活動の実施に当たっては、児童生徒の互いのよさや可能性を発揮しながら、多様な他者と協働することが大変重要であるが、特別支援学校における一学級当たりの児童生徒数は、小・中・高等学校に比較するとかなり少なくなっており、HR・学級を単位として行われるHR・学級活動を実施する上で、集団の構成上創意工夫が必要になることが多い。このため、「適宜他のHR・学級や学年と合併する」こと等によって、少人数からくる制約を解消するよう努めることが重要になる。
- イ 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校・高等学校の生徒等と交流及び共同学習を行ったり、地域の人々等と活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障がいの状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
 - 「交流及び共同学習」や「活動を共に」する際の配慮事項である。実施に当たっては、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めることが必要である。
- ウ 知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。
 - 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別活動の内容を指導する場合においても、他の教科等の内容の指導と同様に、個々の児童生徒の知的障がいの状態や経験等を考慮することが重要である。このことについては、視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、知的障がいを併せ有する児童生徒に対して指導を行う場合も、同様に配慮することが大切である。

特別活動の内容の指導においても、児童生徒一人一人の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、とくに、児童生徒理解に基づく、生活に結び付いた内容を、実場面的な場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。

1 1 生徒指導・学校安全

(1)生徒指導とは ～生徒指導提要（文科省）より～

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

(2)指導の際の留意点

ア 幼児児童生徒理解に努める。

一人一人の個性を把握し生かしていくために、個々の幼児児童生徒の持つそれぞれの特徴や傾向をよく理解することが大切である。そのためには、幼児児童生徒のわずかな変化も見逃さない感性を日頃より磨いていく努力が必要である。

イ 共感的な人間関係を構築する。

教員と幼児児童生徒という関係の中で、幼児児童生徒を一人の人間として人格を尊重することが大切であり、共感的な理解に基づく人間関係の構築が不可欠である。

ウ 自己存在感をもたせる。

学校生活において、幼児児童生徒が集団に埋没しないで、集団の一員としての確たる存在感を抱くことは、自己の持つ能力・適性等を発揮し、自己実現を図るとともに、望ましい社会的な資質・態度の育成のうえからも重要である。

エ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

幼児児童生徒が日常の生活の様々な場面で、自らの行動を選択・決断し、実行し、責任をとるという経験（自己決定の場）を幅広くもつことの積み重ねが大切である。

オ 全校体制で指導する。

全教職員の共通理解と共通行動があってこそ、指導がより確かなものとなる。

(3)危機管理

ア 危機管理の4段階

- ①問題行動や事故等の予知・予測
- ②問題行動等の未然防止
- ③問題行動等への対応
- ④問題行動等の再発防止

イ 危機管理の鉄則

- | | | | |
|---|--------|--------|-----------------|
| さ | 最悪を想定し | ・・・・・・ | 最初の対応を慎重に行う |
| し | 慎重、かつ | ・・・・・・ | 指揮系統をはっきりさせる |
| す | 素早く | ・・・・・・ | 推測で動かず、正確な情報を得る |

- せ 誠意をもって 戦略と戦術にたける
- そ 組織で対応 組織の役割分担を明確にする

- ウ 情報共有
- ほう 報告
- れん 連絡
- そう 相談

(4)教育相談について

子どもたちの、「心」のサインを見逃さない対応が必要。

- ア 個々の幼児児童生徒の理解に必要かつ適切な資料収集をする。
- イ 全幼児児童生徒を対象として、幼児児童生徒の能力、適性等を最大限発揮できるように努める。
- ウ 保護者との連携を密にし、幼児児童生徒、教員、保護者による相談形態も大切にする。
- エ 場合によっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門医等との連携を積極的に進める。
- オ ホームルーム担任による教育相談だけでなく、学校全体で相談活動が行われるよう学校として教育相談体制の確立を図る。

(5)生徒指導の今日的課題

- ア いじめ
- イ 不登校
- ウ 情報モラル(S N S)に関わる問題
- エ 性に関わる問題
- オ 虐待
- カ その他(暴力・脅迫・恐喝、喫煙・飲酒・薬物乱用、万引き(窃盗) 等)
- キ その他支援に関わる課題 (学校適応指導、教育相談、学業指導、進路指導、HR指導、部活動指導、生徒会指導、外国人生徒の支援 等)

(6) いじめの防止等に関する対応 ～県いじめ防止等基本方針(岐阜県)より～

- ア いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- ウ いじめへの対処

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

※幼児児童生徒の様子に異変を感じた際には、必ず速やかに管理職へ報告する。

(7)事故（外傷、急病等も含む）発生時の対応

ア 応急手当の実施：優先すべきことは、幼児児童生徒等の生命と健康である。

イ 管理職への報告：速やかに連絡する。

ウ 被害幼児児童生徒等の保護者への連絡：第一報は可能な限り早く連絡する。

※「この程度のけが…」という意識ではなく、常に最悪のケースを想定して行動する。

1 2 進路指導（キャリア教育）

(1)進路指導とは

進路指導とは「生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒が自ら、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的・継続的に指導・援助する過程」（中学校・高等学校の進路指導の手引）とされている。

よく、進路指導は卒業時における就職や進学の指導・斡旋と考えられているようであるが、本来の進路指導とは、幼児児童生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、幼児児童生徒が自ら、将来の進路選択・計画をし、就職又は進学をして、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。

<教育活動としての進路指導>

- 1 進路指導は、一人一人の幼児児童生徒が自己理解を深めるための教員の指導・援助。
- 2 進路指導は、一人一人の幼児児童生徒が自己と社会の関わりについて深く考えさせるための教育活動。
- 3 進路指導は、一人一人の幼児児童生徒の個性に応じて将来の進路の決定を援助する教育活動。
- 4 進路指導は、教職員の協力的な指導体制によって運営される教育活動。
- 5 進路指導は、それぞれの学校が幼児児童生徒の家庭や地域社会及び関係諸機関等との連携・協力のもとに運営される教育活動。

(2)キャリア教育における「キャリア発達」と「基礎的・汎用的能力」

ここでいう「キャリア発達」とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことである。一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が「キャリア教育」であり、キャリア教育で育成すべき力としてまとめられたのが、以下に示す「基礎的・汎用的能力」である。

1 「人間関係形成・社会形成能力」

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

2 「自己理解・自己管理能力」

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

3 「課題対応能力」

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

4 「キャリアプランニング能力」

「働くこと」を担う意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

(3)進路指導を効果的に進めるために

校長や教頭の指導の下、全教職員の共通理解を図るとともに、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学校全体として協力して進めることが重要である。H R・学級担任の教師をはじめ、教師が相互に密接な連絡をとりながら、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。また、個別の教育支援計画等を活用し、保護者の理解と協力を得て進路指導を進めていく必要がある。

さらに、地域社会や福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図って取り組むことも重要である。特に、幼児児童生徒が主体的に進路を選択できるように、関係機関等と連携を図り、幼児児童生徒や保護者に対して適切な時期に必要な情報を提供できるようにする必要がある。

また、生徒の主体的な進路選択のために、生徒自身が作成するポートフォリオ教材である「キャリア・パスポート」を活用しながら、自らのキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるよう指導を進めていくことも重要である。

特別支援学校中学部においては、自校の高等部に進学する生徒が多いことから、高等部で何を学ぶのか、しっかりとした目的意識をもって進路選択ができるよう、指導を進めていく必要がある。

13 人権教育

「誰か」のこと じゃない

(法務省 令和3年度 啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～)

(1) 人権問題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族などに対する偏見や差別が、重大な社会問題となっている。また、ICTの発展、普及に伴うインターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような情報の発信が、同じような書き込みを誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害を引き起こす事例も発生している。さらに、いじめや虐待等の子どもの人権問題、女性に対する差別やハンセン病元患者とその家族などに対する偏見など、様々な人権問題が現在も存在している。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するためには、全ての人がお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進し、障害のある人や外国人に対する偏見や差別、性的指向・性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別を解消していくことが求められる。企業においても、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されたところ、この行動計画の実施を通じ、責任ある企業行動の促進を図ることで、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現へとつながることが期待されている。

まずは、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやることのできる心を育むことが大切であり、人権問題を「誰か」の問題ではなく、「自分の問題」として捉え、人権を尊重することの大切さについて考え、「『誰か』の事じゃない」を啓発活動重点目標に掲げ、各種の人権啓発活動を幅広く展開していくことが重要である。

(法務省啓発活動重点目標【趣旨】等を参照。)

(2) 啓発活動強調事項

法務省より、人権啓発重点目標の下、啓発活動強調事項として以下の事項が掲げられている。

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題（部落差別）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネットによる人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

(令和3年度 法務省「啓発活動強調事項」より)

これらの事項については学校生活の様々な場面において、今日的な人権課題として扱われることから、教職員はそれぞれの事項に対する正しい認識をもち、人権尊重のための行動を実践する力を養うことが重要である。

(3) 学校における人権教育

国の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」において、学校教育における人権教育の目標が次のように示されている。

一人一人の児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

人権尊重の理念は目標の中にうたわれた「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であるということができる。

また、人権教育は特定の教科や科目、活動場面に依るのではなく、全教職員によって全ての教育活動を通じて行われなければならない。

(4) 人権教育の基盤づくり

人権教育の理念を実現するためには、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、正しい人権感覚を身に付け、人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し、主体的な取り組みを進め、具体的な行動を実践することが重要である。

また、生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを以下の点に留意しながら進めていくことが必要である。

- 教職員の言動が、日々の教育活動の中で生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味をもつ。
- 生徒同士、教職員と生徒等の間の人間関係はもとより、教職員同士の間でも互いを尊重する態度を大切にして、教職員一体となつての組織づくり、学校・教室全体の雰囲気づくりを心がける。

以上の点に留意しながら、生徒が、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、教育活動全体を通じて総合的にバランスよく身に付けることができるように「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった取組を展開していくことが重要である。

(5) 岐阜県人権教育基本方針

岐阜県人権教育基本方針

平成三十年三月二十九日

教 育 長 決 定

人権問題は、侵すことのできない永久の権利としての人間の自由と平等に関する問題である。

人権問題は、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利（人権）を侵害する問題であり、全ての人間が生まれながらに自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるという人類普遍の原理に関する国際的・国民的な問題である。

人権教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことによつて、民主的人間としての資質の育成と、民主的人間関係の醸成を図ることにある。

人権教育は、これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校、家庭及び地域社会において行われる教育活動である。

学校教育においては、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努める。

家庭教育においては、保護者が第一義的責任を有することを自覚し、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さなど、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、家庭に対する情報提供や保護者の人権意識の高揚を図るための学習機会の充実等に努める。

社会教育においては、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

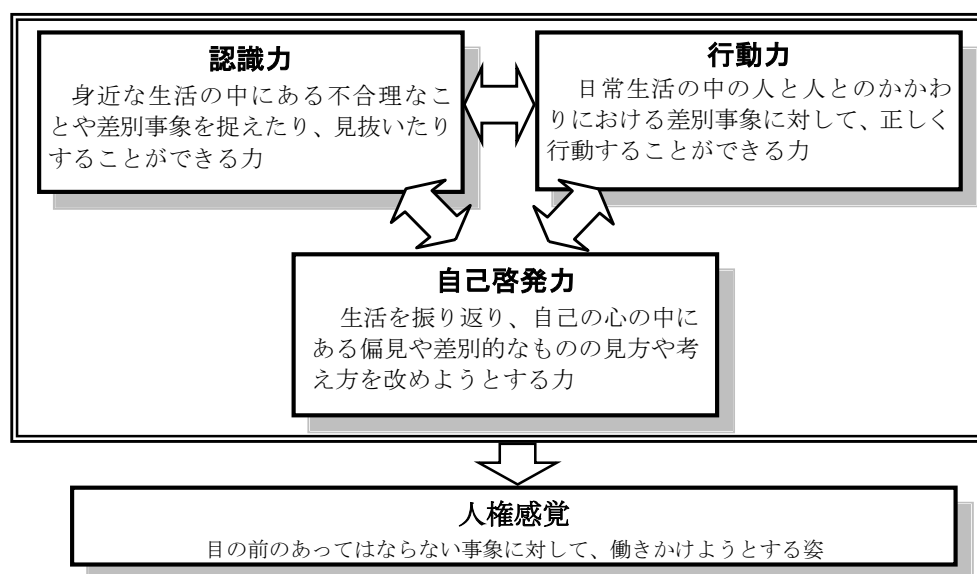
本県の人権教育は、前述の精神に則り県民的課題として推進しなければならない。

これまでの同和教育及び人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和教育を重要な人権問題の一つとして捉え、全ての県民の正しい認識と理解を一層深めるとともに様々な人権問題を解決できる実践力を高め、人権という普遍的文化を築くことが必要である。

したがって、人権教育は、あらゆる場において考慮すべき県民的課題であり、教育の中立性を確保しつつ、個人の尊厳を重んじ民主的・合理的精神を尊重する教育・啓発を積極的に進めなければならない。

この人権教育の推進に当たっては、学校・家庭・地域社会が一体となつて計画的、継続的に取り組むことが肝要である。

人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要であり、岐阜県においては「岐阜県人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進している。これを踏まえ、教職員は、同和問題をはじめとする様々な人権問題は必ず解決できるという認識と解決への意欲、態度



を育てることを目的とし、認識力・自己啓発力・行動力の育成に向けて、日々の指導内容や方法について研修を深めていかなければならない。

(6) 隠れたカリキュラム

「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚は、生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。

人権感覚の健全な育成のためには、教育活動全体を通じた「学習活動づくり」や「人間関係づくり」、「環境づくり」が一体となった取組が望まれる。

そこでは、カリキュラムの整備と共に、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営むなかで、生徒自らが学びとっていく全ての事柄である、いわゆる「隠れたカリキュラム」の重要性について理解しておく必要がある。

「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方、雰囲気といったものであり、学校・学級の中では、自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくり、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」が、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。

このことを通して、他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、生徒が身に付けることができるようにすることが大切であり、これらの力や技能を総合的にバランスよく培うことが求められる。

(7) 指導上の留意点

人権課題を取り扱う際には、普遍的な視点からと、具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチから、地域の実情や生徒の発達段階などを踏まえた適切な取組をすすめ、身近な課題、生徒が主体的に学習できる課題、生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて効果的に学習を進めていくことが求められる。

また、生徒やその保護者、親族等の中に、当該課題の当事者等となっている者がいることや、教職員の無責任な言動が、生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに個人情報取扱いには十分な配慮を行う必要がある。同時に、当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要である。

14 主権者教育

(1) 「公職選挙法」「民法」の一部改正

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、様々な社会問題を「自己の課題」として捉え、権利や義務、国民生活を営むうえで必要な知識と積極的に社会参画していく行動力を備えた若者を育成していくことが求められている。

また、少子高齢化、人口減少社会を迎えた日本において、若い世代が、社会の担い手であるという意識を持ち、主体的に政治にかかわることが社会の発展においては重要である。

(2) 「主権者教育」とは

指導資料「私たちが拓く日本の未来」（平成27年9月総務省、文部科学省）を参考にする
と、主権者教育とは、「生徒が政治や選挙に関する理解を深め、我が国や地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図っていくことができるように、政治的教養を育む教育」である。また、総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書によれば、新しい主権者像は、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者」である。「社会参加」と「政治的リテラシー（政治的判断力や批判力）」がキーワードとされている。

これらを踏まえて、主権者教育を推進するに当たっては、全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、公民科はもとより、各教科、総合的な学習の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。また、指導に当たっては、外部の公的機関と連携するなど、実践的な学習に積極的に取り組むことが求められる。

政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を育むという点で、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒を区別する必要はない。しかしながら、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒は、選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど、法律上差異があることを理解させ、満18歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満18歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要がある。

(3) 学校における「指導上の政治的中立の確保」等に関する留意事項

政治的に対立する見解がある現実の課題を取り扱うことは、生徒が現実の政治について具体的なイメージをもつことに役に立つなどの効果が考えられる。一方、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には、学校が政治的中立性を保ちつつ、政治的教養を育む指導を行うために、以下のような点に留意して行うことが必要である。

- 現実に存在する政党を取り上げる場合は、一つの政党についてのみ取り上げることは避け、授業のねらいに照らした理解が可能になるよう、複数の政党の主張を紹介する。
- 新聞記事を活用する場合、政治的に対立する見解がある現実の課題については、異なる見解をもつ複数紙を使用する。
- 教員が特定の見解を提示する際には、多様な見解の中の一つとして提示し、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で提示する。
- 教員の立場を利用しての選挙運動をすることはできない。
 - ・授業中に特定の候補者に投票するように働きかける。
 - ・生徒に対しポスターを貼らせ、候補者の氏名を連呼させる。
 - ・生徒を通じて、特定の候補者に投票するよう保護者に依頼する。
 - ・保護者会の席などにおいて選挙運動をすることなど。

その他、有権者である生徒の投票行動に影響を与える行為は法令違反となる場合がある。

（指導資料「私たちが拓く日本の未来」参照）

資料1 初任者研修制度の法的根拠

<教育基本法>

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

<教育公務員特例法>

(条件附任用)

第12条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第22条第1項に規定する採用については、同項中「6月」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第5条第1項において同じ。）の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

資料２ 教員の身分と服務

公立学校の教員は、児童生徒を指導する**教育の専門家としての立場**とともに、**教育公務員、地方公務員としての立場**をもち、いろいろの**義務や制限が課せられている**。したがって、**公務員としての立場を自覚し、全体の奉仕者として信頼されるように努めなければならない**。

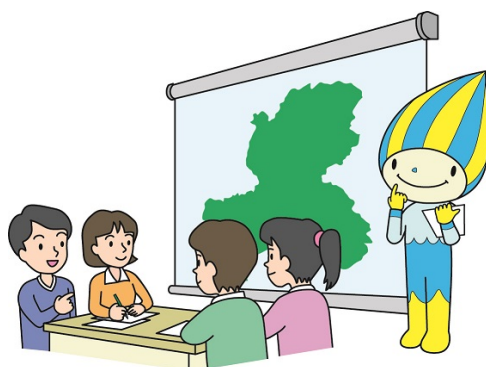
- 身分
 - ・公立学校の教員は、「地方公務員」としての身分をもち、地方公務員法の適用を受ける。しかし、教育という職責の特殊性に基づき、「教育公務員」としての特例が教育公務員特例法等に設けられている。
- 服務
 - ・服務とは、職員が守るべき義務ないし規律。
- 服務の根本基準
 - ・地方公務員法第３０条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と、職員が公務に従事する上において基本となる規準を示している。
 - これから、義務、制限、禁止の条項が導かれている。
 - ①服務の宣誓（地方公務員法第３１条）
 - ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第３２条）
 - ③信用失墜行為の禁止（地方公務員法第３３条）
 - ④秘密を守る義務（地方公務員法第３４条）
 - ⑤職務に専念する義務（地方公務員法第３５条）
 - ⑥政治的行為の制限（地方公務員法第３６条）
 - ⑦争議行為等の禁止（地方公務員法第３７条）
 - ⑧営利企業等の従事制限（地方公務員法第３８条）
- 服務の宣言
 - ・職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
(地方公務員法第３１条)
 - ・新たに職員等となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式第一による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。
(岐阜県職員等の服務の宣誓に関する条例第２条)

別記様式第一

宣 誓 書 わたくしは、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。 わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、法令に従い、誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 名 前

- 法令等及
 - ・職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則

び上司の職務上の命令に従う義務	及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 （地方公務員法第 3 2 条） ・法令等に従うのは、当然のことである。 ・職務上の命令に従うのは、学校の組織の統一性を確保し、全職員が共通の意志のもとで教育活動に当たるために必要なことである。
○信用失墜行為の禁止	・職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 （地方公務員法第 3 3 条） ・特定の職員の行動が、学校の職員全体の行為、又は教員一般の行為として受け取られる場合がある。このことから、職務の遂行とは直接関係のない職員個人の行為であっても、公務に対する信頼を失わせるものになりかねない。したがって、信用失墜行為の禁止の規定は、職務上のみならず職務外においても、教員である以上は課せられている。
○秘密を守る義務	・職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。 （地方公務員法第 3 4 条） ・職員会議の内容を軽々しく外部に漏らしたり、試験の問題を漏らしたりすることがあってはならない。生徒の個人情報とは当然のことである。
○職務に専念する義務	・職員は、法律又は条令に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。 （地方公務員法第 3 5 条）
○政治的行為の制限	・職員は、政治的行為の制限を受ける。職員は、全体の奉仕者であって、特定の政党等に偏することなく、中立の立場で継続的かつ安定した職務の遂行を要求されるからである。 （地方公務員法第 3 6 条、教育公務員特例法第 1 8 条）
○争議行為等の禁止	・職員は、同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）その他の争議行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企たり、そそのかしたり、若しくはあおったりしてはならない。 （地方公務員法第 3 7 条）
○営利企業等の従事制限	・職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて職務に専念しなければならない。また、勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用い、学校がなすべき職務にのみ従事しなければならない。これらの義務が十分に遂行されるためには、職務に影響を及ぼすような行為に職員が従事することは、勤務時間の内外を問わず制限される。 （地方公務員法第 3 8 条）



令和4年度
教育実践の手引
－特別支援学校用－

令和4年3月 発行

岐阜県教育委員会教育研修課

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-9-1

TEL 058-271-3326

FAX 058-276-6774